



県 章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*69 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
(職員課) 1

○ 告示

| | | |
|-----|------------------------|---------------------|
| 976 | 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (社会福祉課) 2 |
| 977 | 生活保護法による指定医療機関の休止 | (〃) 3 |
| 978 | 生活保護法による医療機関の指定 | (〃) 3 |
| 979 | 生活保護法による施術機関の指定 | (〃) 4 |
| 980 | 生活保護法による指定介護機関の変更 | (〃) 4 |
| 981 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 | (介護サービス指導課) 4 |
| 982 | 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 | (障害福祉課) 5 |
| 983 | 指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (〃) 5 |
| 984 | 指定自立支援医療機関の指定 | (こころの健康推進課) 5 |
| 985 | 〃 | (〃) 5 |
| 986 | 〃 | (〃) 6 |
| 987 | 〃 | (〃) 6 |
| 988 | 〃 | (〃) 6 |
| 989 | 〃 | (〃) 7 |
| 990 | 特定第2号漁業者の同意成立の届出 | (水産振興課) 7 |
| 991 | 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課) 7 |
| 992 | 〃 | (〃) 8 |
| 993 | 〃 | (〃) 8 |
| 994 | 〃 | (〃) 8 |
| 995 | 〃 | (〃) 9 |
| 996 | 〃 | (〃) 9 |
| 997 | 〃 | (〃) 9 |
| 998 | 〃 | (〃) 10 |

○ 正誤

令和7年3月28日付け和歌山県報号外 (2) 和歌山県教育委員会規則第1号中 10

規 則

和歌山県規則第69号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮崎 泉

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則（昭和42年和歌山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(10) 地方警察職員 <u>令和8年3月1日</u>から同月末日まで</p> | <p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> <p>(10) 地方警察職員 <u>令和7年3月1日</u>から同月末日まで</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第976号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| 橋歯新 35-05 | 木田歯科医院 | 橋本市あやの台一丁目44-3 | 令和 7. 6. 20 |
| 海南薬新 12-26 | ユーコー薬局海南 | 海南省築地1番58 | 令和 7. 10. 31 |
| 海南薬新 6-26 | ユーコー薬局 | 海南省下津町小南126-4 | 令和 7. 10. 31 |
| 御薬新 13-26 | わかば薬局 | 御坊市湯川町財部722-5 | 令和 7. 10. 31 |
| 田薬新 9-26 | 調剤薬局花みかんてんてん店 | 田辺市たきない町28-33 | 令和 7. 10. 31 |

| | | | |
|--------------|------------------|-------------------------|---------------|
| 田薬新 36-27 | 有限会社調剤薬局花みかんはるる店 | 田辺市東陽26-3 | 令和 7.10.31 |
| 岩薬新 1-26 | あおば薬局 | 岩出市金池390-1 グリーンヒル金池101号 | 令和 7.10.31 |
| 伊薬新 16-29 | ごんべえドリ薬局かつらぎ店 | 伊都郡かつらぎ町笠田東97-2 | 令和 7.10.31 |
| 西薬新 14-26 | 調剤薬局花みかんすくま店 | 西牟婁郡上富田町生馬405-2 | 令和 7.10.31 |
| 東病新 2-26 | 医療法人健佑会串本有田病院 | 東牟婁郡串本町有田499番地の1 | 令和 7.10.31 |

和歌山県告示第977号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年月日 |
|--------------|------|------------|--------------|
| 田医新 17-26 | 池畠医院 | 田辺市湊47番38号 | 令和 7.10.2 |

和歌山県告示第978号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 海南薬新 35-07 | ユーコー薬局海南 | 海南市築地1-58 | 令和 7.11.1 |
| 海南薬新 36-07 | ユーコー薬局 | 海南市下津町小南126-4 | 令和 7.11.1 |
| 御薬新 35-07 | わかば薬局 | 御坊市湯川町財部722-5 | 令和 7.11.1 |
| 田薬新 52-07 | 調剤薬局花みかんてんてん店 | 田辺市たきない町28-33 | 令和 7.11.1 |
| 田薬新 53-07 | 調剤薬局花みかんはるる店 | 田辺市東陽26-3 | 令和 7.11.1 |
| 岩歯新 21-07 | たかぎ歯科医院 | 岩出市水柄11-10 | 令和 7.11.1 |

| | | | |
|---------------|---------------|-------------------------|--------------|
| 岩薬新 30-07 | あおば薬局 | 岩出市金池390-1 グリーンヒル金池101号 | 令和 7.11.1 |
| 伊薬新 24-07 | くすのき薬局 | 伊都郡かつらぎ町笠田東97番地2 | 令和 7.11.1 |
| 西薬新 36-07 | 調剤薬局花みかんすくま店 | 西牟婁郡上富田町生馬405-2 | 令和 7.11.1 |
| 東医新 41-07 | 串本有田クリニック | 東牟婁郡串本町有田499-1 | 令和 7.11.1 |
| 海南医新 59-07 | ぶくぶくたつのこクリニック | 海南市重根東一丁目15-11 | 令和 7.12.1 |
| 海医新 15-07 | いつきのくに診療所 | 海草郡紀美野町動木1478番地1 | 令和 7.12.1 |

和歌山県告示第979号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指 定 番 号 | 氏 名 | 住所又は名称及び所在地 | 指 定 年月日 |
|---------------|------|------------------------|---------------|
| 海南は新 13-07 | 平松昇真 | 海南市大野中696番地12（はり・きゅう） | 令和 7.11.21 |
| 岩は新 19-07 | 弓林亜由 | 岩出市中島611-1-107（はり・きゅう） | 令和 7.11.21 |

和歌山県告示第980号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 届出者 の名称 | 主たる事務所 の 所 在 地 | 指定事業所 の 名 称 | 指定事業所 の 所 在 地 | サービス の 種 類 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年月日 |
|----------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------|-----------------------|---------------|-----------------------|------------------------|--------------|
| 株式会社ネ クストビジ ョン | 日高郡美浜町 和田1451-3 | ホームヘル プサービス ケアビレッ ジ御坊 | 御坊市湯川町 財部663-16 | 訪問介護・ 介護予防訪 問介護 | 指定事業所 の所在地 | 御坊市湯川 町財部377- 6 | 御坊市湯川 町財部663- 16 | 平成 30.7.1 |

和歌山県告示第981号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------|----------------|---------------|----------------------|---------|-----------|
| 3072500691 | 有限会社みはま介護センター | みはまヘルパーステーション | 和歌山県東牟婁郡串本町西向1480-56 | 訪問介護 | 令和7.11.30 |

和歌山県告示第982号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 辞退年月日 |
|-------|------|----------|------------------|-----------|
| 中野志仁 | 内科 | くしもと町立病院 | 東牟婁郡串本町サンゴ台691-7 | 令和2.3.31 |
| 石原崇史 | 整形外科 | 串本有田病院 | 東牟婁郡串本町有田499-1 | 令和7.10.25 |

和歌山県告示第983号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------|----------------|-------------|-----------|----------------------------|-----------|
| 3012000406 | こぎく | 御坊市湯川町富安1846-1 | 就労継続支型援B型 | 株式会社ジャスマン | 大阪府大阪市西成区潮路一丁目9-19久津和ビル303 | 令和7.11.30 |

和歌山県告示第984号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称 | 指定年月日 |
|----------|---------------|-----------------------------------|----------|
| ユーコー薬局海南 | 海南市築地1-58 | 裁松美知 | 令和7.11.1 |
| ユーコー薬局 | 海南市下津町小南126-4 | 山本耕司 | 令和7.11.1 |

和歌山県告示第985号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称 | 指定年月日 |
|---------|-------------------------|-----------------------------------|----------|
| あおば薬局 | 岩出市金池390-1 グリーンヒル金池101号 | 鈴木勝也 | 令和7.11.1 |
| わかば薬局 | 御坊市湯川町財部722-5 | 西山武志 | 令和7.11.1 |

和歌山県告示第986号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称 | 指定年月日 |
|---------------|-----------------|-----------------------------------|----------|
| 調剤薬局花みかんてんてん店 | 田辺市たきない町28-33 | 野田貴夫 | 令和7.11.1 |
| 調剤薬局花みかんはるる店 | 田辺市東陽26-3 | 高石忠勝 | 令和7.11.1 |
| 調剤薬局花みかんすくま店 | 西牟婁郡上富田町生馬405-2 | 坂本悠 | 令和7.11.1 |

和歌山県告示第987号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称 | 指定年月日 |
|---------|------------------|-----------------------------------|----------|
| くすのき薬局 | 伊都郡かつらぎ町笠田東97番地2 | 的場久 | 令和7.11.1 |

和歌山県告示第988号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称 | 指定年月日 |
|-----------------------|--|-----------------------------------|----------|
| 医療法人社団優青会ライフサポートクリニック | 和歌山市上野518-1 ラ・プラージュK INOSHITA II 101号室 | 宮崎光史 | 令和7.12.1 |

和歌山県告示第989号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称 | 指定年月日 |
|-----------|------------|-----------------------------------|---------|
| やよい堂薬局岩出店 | 岩出市岡田224-1 | 西端文悟 | 令和8.1.1 |

和歌山県告示第990号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 区 域 | 区 分 | 加入区の名称 |
|--------------|--------------------------------------|----------|
| 湯浅湾漁業協同組合の地区 | 有田郡湯浅町湯浅に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業 | 湯浅中央船びき網 |
| | 有田郡湯浅町田に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業 | 田村船びき網 |
| | 有田郡湯浅町栖原に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業 | 栖原船びき網 |
| | 有田郡広川町に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業 | 唐尾船びき網 |

和歌山県告示第991号

和歌山県和歌山市北島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和5年4月1日から令和7年3月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市北島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市北島の一部地区
- 5 認証年月日
令和7年12月9日

和歌山県告示第992号

和歌山県和歌山市北島・野崎の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市北島・野崎の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市北島・野崎の各一部地区

5 認証年月日

令和7年12月9日

和歌山県告示第993号

和歌山県和歌山市本脇の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市本脇の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市本脇の一部地区

5 認証年月日

令和7年12月9日

和歌山県告示第994号

和歌山県御坊市名田町野島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市名田町野島の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市名田町野島の一部地区

5 認証年月日

令和7年12月9日

和歌山県告示第995号

和歌山県御坊市名田町上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県御坊市

2 調査を行った時期

令和5年4月3日から令和7年3月21日まで

3 成果の名称

和歌山県御坊市名田町上野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市名田町上野の一部地区

5 認証年月日

令和7年12月9日

和歌山県告示第996号

和歌山県日高郡みなべ町滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月7日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町滝の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町滝の一部地区

5 認証年月日

令和7年12月9日

和歌山県告示第997号

和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

令和5年4月1日から令和7年3月7日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区

5 認証年月日

令和7年12月9日

和歌山県告示第998号

和歌山県日高郡みなべ町晚稻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年12月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

令和5年3月13日から令和7年3月6日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町晚稻の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町晚稻の一部地区

5 認証年月日

令和7年12月9日

正 誤

正 誤

令和7年3月28日付け和歌山県報号外（2）和歌山県教育委員会規則第1号中

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|-------------|-------------|
| 1 | <u>学彩探求</u> | <u>学彩探究</u> |